

■公益通報受付および相談窓口

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）およびこれに基づく「学校法人幾徳学園 公益通報規程」により、法令違反行為等の不正行為に関する通報および相談を受け付ける窓口として、監査室に「公益通報受付および相談窓口」を設置しています。

このような体制により、本法人は公益通報の適正な取扱いに努めます。

1. 利用者の範囲

法人または大学の業務に従事する職員（派遣、業務委託等の場合も含まれます。）および在学生

2. 通報・相談の内容

法人または大学において、法令違反等の不正行為が現に生じ、またはまさに生じようとしている場合に、当該事実がそれらに該当するか否かに関する相談。

ただし、その内容については、虚偽、他人の誹謗中傷、その他不正な目的によるものであってはなりません。

3. 通報・相談の受付

公益通報は、以下の方法により受け付けます。

なお、在学生による公益通報の受付に関しては、学生相談室等を経由することもできます。

(1) 面談による場合

学校法人 幾徳学園 監査室 公益通報・相談窓口
<所在地> 管理棟 K2号館2階

(2) 書面・電話・ファクシミリによる場合

<あて先> 〒243-0292
神奈川県厚木市下荻野 1030
学校法人 幾徳学園・神奈川工科大学
監査室 公益通報・相談窓口
TEL 046-241-1214
FAX 046-241-6828

(3) 電子メールによる場合

<送信先> E-mail: tsuuhou@kait.jp（専用アドレス）

4. 通報・相談者の保護

公益通報の調査に当たっては、公益通報を行ったことにより、当該通報または相談を行った者が職場環境または教育研究環境において、不利益な取扱いを受けることのないよう配慮したうえで、実施します。

■ 公益通報の流れ図

通報案件の処理に係るフローチャート

